○国土交通省告示第千二百三十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年九月六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年十月二十九日　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀G－2273	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　CBA－MR16－13F15A	ニッサン　CBA－＊F15	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地
㊀G－2274	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　DBA－MR20－11C26A	ニッサン　DBA－＊C26、スズキ　DBA－S＊C26	〃
㊀G－2275	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　DBA－MR20－11C26B	ニッサン　DBA－＊NC26、スズキ　DBA－S＊NC26	〃

○国土交通省告示第千二百三十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年九月十三日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年十月二十九日　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀G－2276	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　DAA－VQ35－HM34－７Y51A	ニッサン　DAA－＊Y51	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地

○国土交通省告示第千二百三十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年九月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年十月二十九日　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀HCR－666	前照灯　LE10G6223	オートモーティブライティングジャパン株式会社　横浜市港北区新横浜３－17－５　BENEX　S－２ビル　８F

○国土交通省告示第千二百三十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年九月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年十月二十九日　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀HCHR－785	前照灯　KOITO　100－51060	株式会社　小糸製作所　東京都港区高輪４丁目８番３号

○国土交通省告示第千二百三十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年九月二十二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年十月二十九日　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀TDⅡ－22	運行記録計　Futaba　TS－01	二葉計器株式会社　大阪府大阪市西区北堀江３－11－13

○国土交通省告示第千二百三十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年九月二十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年十月二十九日　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀TDⅡ－21	運行記録計　トランストロン　DTS－C1	株式会社トランストロン　神奈川県横浜市港北区新横浜２－15－16NOF新横浜ビル
㊀TDⅡ－23	運行記録計　トランストロン　DTS－C1M	〃
㊀TDⅡ－24	運行記録計　トランストロン　DTS－C1X	〃

○国土交通省告示第千二百四十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年九月三十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年十月二十九日　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀G－2278	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　CBA－GR－FE3	トヨタ　CBA－GSJ　15W	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千二百四十一号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次のとおり原動機付自転車について、製作廃止の届出があった。

平成二十二年十月二十九日　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
Ⅰ－8101	チクスイ　ZA　DーEJ50	株式会社　筑水キャニコム	福岡県うきは市吉井町福益90の１

○国土交通省告示第千二百四十二号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十二年七月二十七日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十二年十月二十九日　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
農3252	ヰセキ　ED　M－T169F	農耕トラクタ	ヰセキ　E　３CD	1.498	井関農機株式会社　愛媛県松山市馬木町700番地
農3253	ヰセキ　ED　M－T170F	〃	ヰセキ　E　３CG	1.647	〃
農3254	ヰセキ　ED　M－T171F	〃	ヰセキ　E　４CG	2.197	〃
農3255	ヰセキ　ED　M－T172F	〃	〃	〃	〃